

あいち生物多様性企業認証制度

Q & A集

(2026年3月)

目次

1. 制度全般について

- Q1-1 : 制度の趣旨、目的を教えてください。
- Q1-2 : 認証されると企業にはどのようなメリットがありますか。
- Q1-3 : 入札等における加点とはどのような内容ですか。
- Q1-4 : 認証企業が増加することで期待される効果はどのようなことがありますか。
- Q1-5 : 認証企業の情報は公開されますか。
- Q1-6 : 認証を受けた企業であれば、認証企業のマークは自由に使用して良いのでしょうか。
- Q1-7 : 交付された認証書は、自社ホームページに掲載してもよろしいでしょうか。
- Q1-8 : 申請書を提出した後に実地調査等に行われますか。

2. 申請について

- Q2-1 : 提出する申請書類を教えてください。
- Q2-2 : 申請書はどのように提出すればよいですか。
- Q2-3 : 申請にあたり手数料や審査料はかかりますか。
- Q2-4 : 申請できる対象者を教えてください。
- Q2-5 : 民間企業であれば、業種・従業員数を問わず申請可能ですか。
- Q2-6 : 個人事業主やフリーランスはなぜ申請の対象にならないのでしょうか。
- Q2-7 : 事業所（工場・支店・支社営業所等）単位で申請することは可能ですか。
- Q2-8 : 県内に複数の事業所がある場合、それぞれの事業所で申請する必要がありますか。それとも、一括で申請することも可能ですか。
- Q2-9 : ひとつの事業所の取組実績で認証を取得できる見込みがある場合、企業全体で認証を申請するか事業所単位で認証を申請するか自由に選ぶことができますか。
- Q2-10 : 複数社で構成する企業グループとして申請することはできますか。
- Q2-11 : 認証区分を取得せずに、最初から優良認証区分に申請することはできますか。
- Q2-12 : 現在、認証区分の認証を取得しています。優良認証区分へステップアップすることはできますか。
- Q2-13 : 申請書に押印は必要ですか。

Q2-14： 企業として申請する際も、支店長名等で申請することはできますか。また、その場合に代表者からの委任状の添付は必要ですか。

Q2-15： 愛知県から審査結果の連絡はあるのですか。

3. 審査項目について

Q3-1： 認証基準を簡単に教えて下さい。

Q3-2： 本制度は企業のどのような取組を評価して認証するものですか。

Q3-3： 「1 方針」と、「4 計画」との違いを教えてください。企業として生物多様性方針を策定しており、それに向けた取組方法、数値目標、タイムスケジュール等の計画も定めている場合は、いずれの項目も該当するのでしょうか。

Q3-4： 企業グループ全体の方針や目標、取組計画が設定されている場合、「1 方針」や「4 計画」は加点されますか。

Q3-5： 「3 理解」は、外部に事業活動と生物多様性の関係性を発信している根拠資料が必要ですか。

Q3-6： 申請は愛知県内の事業所で行います。生物多様性に関する情報は本社のホームページのみで発信していますが、「7 情報入手・発信」のうち情報発信の実績に該当しますか。

Q3-7： 活動は1つですが、目的希少種保全、生物多様性の回復、普及啓発の3つがあります。「8 希少種保全」「12 保全活動」「18 普及啓発」3つの項目すべてにチェックを入れることはできますか？

Q3-8： 配点が2点の項目（「8 希少種保全」「9 外来種駆除」「12 保全活動」「18 普及啓発」）は取組を何時間以上実施する必要がありますか。

Q3-9： 自社では取組を実施しておらず、グループ会社のみが実施している取組についても加点対象となりますか。

Q3-10： 美化活動として清掃をしています。「12 保全活動」で加点対象になりますか。

Q3-11： 受注を受けた業務を遂行した場合、それが生物多様性保全に貢献するものであれば、配点が2点の項目の何れかに該当しますか。

Q3-12： 配点が2点の項目は、愛知県外又は海外で実施した取組についても加点対象となりますか。

Q3-13： 配点が2点の項目は、主催者でないと該当しないのでしょうか。

Q3-14： ホームページで取組内容を説明する記事を発信しています。「18 普及啓発」に該当しますか。

Q3-15： 直近1年間は活動（希少種保全、外来種駆除、保全活動、普及啓発）を実施していません。それより前は実施していました。配点が2点の項目に該当しますか。

Q3-16： 「18 普及啓発」は、オンラインで生物多様性講座を実施した場合も対象となりますか。

Q3-17： 今後取組もうとしている活動（希少種保全、外来種駆除、保全活動、

普及啓発)も加点対象になりますか。

- Q3-18： 愛知県民を含む全国民を対象とした生物多様性セミナーを開催しています。「18 普及啓発」で加点対象となりますか。
- Q3-19： 活動日数で1日とカウントするには何時間以上活動する必要がありますか。
- Q3-20： 活動・取組で年1回以上実施し、かつ5年以上継続していればチェックが入る項目がありますが、何時間以上の活動を行えば1回とカウントできますか。
- Q3-21： 新型コロナウイルス対策のため、活動を中断した時期があります。5年以上継続した活動と認められますか。
- Q3-22： 普及啓発の活動日数は、準備の期間も含めますか。
- Q3-23： 普及啓発活動を実施しています。優良認証区分の項目で「モニタリング調査によって、目標達成に向けた効果が確認されている。」とありますが、具体的にどのようなことをしていれば該当するのでしょうか。Q3-24： 参加人数には、取組に参加した社員の家族の人数も算入して良いのでしょうか。
- Q3-25： 専門家の意見を反映しているかを問う項目については、大学の教授でないと専門家と認められないのでしょうか。
- Q3-26： 申請書の審査はどのような内容ですか。
- Q3-27： 認証の有効期間5年間とのことですが、更新の際はどのような書類が必要となりますか。
- Q3-28： 「認証」と「優良認証」の違いを教えてください。
- Q3-29： 将来的な自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD[※])開示への対応が出来る人材を育成するため、社内でTNFDに関する勉強会を開催しています。「5 人材育成」に該当しますか。
- Q3-30： 1度の社員研修において、「①生物多様性に関する基礎的な理解」に加えて、「②会社の事業活動が生物多様性に与える影響」について理解を深めた場合、「5 人材育成」と「3◎ 理解」(優良認証)で加点対象となりますか。
- Q3-31： 「6 グリーン購入」、「16 サプライチェーン」、「17 開発・生産等」について、チェック基準の違いが分かりにくいので教えてください。

4. 認証期間中の手続きについて

- Q4-1： 認証された後に、会社名や本社所在地が変更点となった場合はどうすれば良いですか。
- Q4-2： 認証を受けた後、取組内容を変更していくことは可能でしょうか。
- Q4-3： 認証された後に、部署の再編や倒産等により取組をやめることになりましたが、何か必要な手続きはありますか。
- Q4-4： 認証を維持するためには、何年毎に更新手続きをすれば良いのでしょうか。

Q4-5: 認証を取得した後、更新の申請をするまでの間に、県に提出すべき書類はありますか。

1. 制度全般について

Q1-1： 制度の趣旨、目的を教えてください。

A1-1： 愛知県では、生物多様性保全の施策の方向性を示す「あいち生物多様性戦略2030」（2021年2月策定）に基づき、各地域において、保全団体、企業、大学、行政等の多様な主体の連携による生物多様性保全に関する取組を推進しています。

これらの多主体の連携の中でも、企業が果たす役割は大きいことから、今後、企業がより一層取組に参画し、地域の核となって生物多様性保全に貢献していくことが期待されます。

そこで、本県の強みである企業の力を生物多様性にも生かすために、企業の保全活動への参画を促すインセンティブとして、優良な取組をしている企業を認証する制度を2022年度に創設しました。

生物多様性の保全に貢献する優良な取組を実践している企業を、愛知県が認証することで、取組意欲の醸成と他企業への波及を図り、優良な取組が県内に広がることを目指します。

Q1-2： 認証されると企業にはどのようなメリットがありますか。

A1-2： 以下のようなメリットがあります。

- ①認証書を授与します。
- ②認証企業マークを自社のPRに使用できます(企業パンフレット、名刺等)。
- ③認証企業の名称を愛知県ホームページで公開します。
- ④県の行う入札等における加点が受けられます。

Q1-3： 入札等における加点とはどのような内容ですか。

A1-3： 業務委託に係る総合評価競争入札及び企画競争（随意契約）において、社会的価値の推奨評価項目に設定されています。また、建設工事に係る入札参加資格審査においては、社会的取組評価点数の評価項目に追加されています。

Q1-4： 認証企業が増加することで期待される効果はどのようなことがありますか。

A1-4： 以下のような効果が生じることが期待されます。

- ・企業の貢献による地域の生物多様性の向上
- ・地域との良好な関係性の構築
- ・豊かな自然環境の次世代への継承
- ・自然資本の持続可能な利用の促進 等

Q1-5： 認証企業の情報は公開されますか。

A1-5： 認証を受けた企業（事業所）の名称等は、愛知県のホームページで公表します。

【参考URL】

あいち生物多様性企業認証制度特設サイト

<https://kankyo.joho.pref.aichi.jp/ikimono/certification/>

Q1-6： 認証を受けた企業であれば、認証企業のマークは自由に使用して良いのでしょうか。

A1-6： あいち生物多様性企業認証制度実施要綱第 13 条に従い使用してください。特に、事業所単位で認証を取得した場合は、企業全体で認証を取得していると誤認されるおそれのないよう使用してください。

表示サイズやカラーについてはあいち生物多様性企業認証制度実施要綱第 13 条中の「別に定める仕様」において定めており、認証取得時に県から共有します。

【参考URL】

あいち生物多様性企業認証制度実施要綱

https://kankyo.joho.pref.aichi.jp/ikimono/certification/assets/file/method/444604_2010067_misc.pdf

Q1-7： 交付された認証書は、自社ホームページに掲載してもよろしいでしょうか。

A1-7： 自社のホームページに掲載しても差し支えありません。ただし、加工は行わないようにしてください。

Q1-8： 申請書を提出した後に実地調査等が行われますか。

A1-8： 必要に応じて実地調査等を行います。実地調査等が必要な場合は、愛知県から事前に連絡がありますので、ご協力をお願いします。

2. 申請について

Q2-1： 提出する申請書類を教えてください。

A2-1： 以下の書類を提出してください。

- (1) あいち生物多様性企業認証申請書（様式1）
- (2) チェックシート（様式2）
- (3) (2)に掲げるチェックシートにおけるチェック項目の実績、内容が分かる書類

Q2-2： 申請書はどのように提出すればよいですか。

A2-2： 下記の提出先へ、郵送、持参又はメールにより提出してください。メールの容量が 15MB を超過する場合は事前に以下の提出先までご連絡ください。なお、持参の場合は、平日午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までに限ります。

【提出先】

愛知県環境局環境政策部自然環境課生物多様性保全グループ

〒460-8501（住所記載不要）

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話：052-954-6475（ダイヤルイン）

メール：shizen@pref.aichi.lg.jp

Q2-3： 申請にあたり手数料や審査料はかかりますか。

A2-3： 無料です。認証に際しても料金はかかりません。

Q2-4： 申請できる対象者を教えてください。

A2-4： 次の（1）及び（2）に掲げる要件のいずれも満たす民間企業（※）が対象となります。

（1）愛知県内に本社又は事業所を有すること。

（2）法人格を有すること。

また、認証の資格要件として「法令を遵守していること」、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する事業者等でないこと」、「県税等の滞納がないこと」の全てを満たすことが必要です。

本制度は、民間企業が、生物多様性保全の観点での地域・社会貢献的な取組を組織として継続的に行うことを促すものです。したがって、地域・社会貢献的な活動そのものを目的としている公益法人、特定非営利活動法人は対象となりません。

基本的には、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号）第2条第2項に規定する民間企業（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人及び特定非営利法人を除く）を対象としますが、他の法人であっても申請ができる場合がありますので、申請できる対象者かどうか分からない場合は自然環境課までお問い合わせください。

生物多様性保全に関心がある、法人格を有しない事業者（個人事業主等）、民間企業ではない団体・個人の方等については、「あいち生物多様性サポーターズ」への登録を検討してください。

【参考URL】

あいち生物多様性サポーターズ

<https://kankyojoho.pref.aichi.jp/ikimono/supporters/>

Q2-5： 民間企業であれば、業種・従業員数を問わず申請可能ですか。

A2-5： 申請にあたり、業種・従業員数は問いません。要件（Q2-4参照）を満たしていれば申請できます。

Q2-6： 個人事業主やフリーランスはなぜ申請の対象にならないのでしょうか。

A2-6: 本認証制度は、生物多様性保全に貢献する企業の取組が継続され、広がることを目指しています。組織としての継続性の観点から、法人格を有することを申請対象者の要件としました。さらには、法人格を有する企業の中でも、組織として継続的な取組を行う体制が整っている企業をより評価するため、審査項目の中には大項目「組織の方針・体制等」を設けています。

フリーランス、個人事業主、個人の方で、生物多様性保全の取組にご興味がある方は、ぜひ「あいち生物多様性サポーターズ」への登録をご検討ください。個人事業主は、団体サポーターに登録いただければ取組内容を公表することができます。

Q2-7: 事業所（工場・支店・支社営業所等）単位で申請することは可能ですか。

A2-7: 可能です。（申請は、企業全体又は事業所（工場・支店・支社営業所等）単位で行うことができます。）

Q2-8: 県内に複数の事業所がある場合、それぞれの事業所で申請する必要がありますか。それとも、一括で申請することも可能ですか。

A2-8: 事業所ごとでも、一括でもどちらでも構いません。

Q2-9: 県内のひとつの事業所の取組実績で認証を取得できる見込みがある場合、企業全体で認証を申請するか事業所単位で認証を申請するか自由に選ぶことができますか。

A2-9: いずれの場合でも認証の基準を満たすことが見込まれる場合はどちらを選んでいただいても結構ですが、事業所単位で認証を取得した場合、本社や異なる事業所による入札等では加算対象とならないため御留意ください。

また、事業所単位で認証を取得した場合、PRのために認証企業マークをする際は「〇〇（事業所名）はあいち生物多様性企業認証を取得しています」と併記する等、企業全体として認証を取得していると誤認されることのないようにしてください。

Q2-10: 複数社で構成する企業グループとして申請することはできますか。

A2-10: 企業グループでの申請はできません。複数の企業が主体的に関わって取組を行っている場合は、企業ごとでの申請をご検討ください。

Q2-11: 認証区分を取得せずに、最初から優良認証区分に申請することはできますか。

A2-11: 可能です。認証区分と優良認証区分とでは、審査項目や認証基準が異なりますので、それらを確認の上、区分を選択して申請してください。

Q2-12: 現在、認証区分の認証を取得しています。優良認証区分へステップアップすることはできますか。

A2-12: 可能です。優良認証を受けた場合は「あいち生物多様性認証企業」から「あいち生物多様性優良認証企業」になります。

Q2-13: 申請書に押印は必要ですか。

A2-13: 必要ありません。

Q2-14: 企業として申請する際も、支店長名等で申請することはできますか。また、その場合に代表者からの委任状の添付は必要ですか。

A2-14: 可能です。その場合は、代表者と申請権限の受任者の名前を併記してください。委任状の添付は不要です。

Q2-15: 愛知県から審査結果の連絡はあるのですか。

A2-15: 10月から11月頃に審査結果の通知を行います。

3. 審査項目について

Q3-1: 認証基準を簡単に教えて下さい。

A3-1: 区分ごとの認証基準は以下のとおりです。

【認証】

次のア及びイを満たすこと。

ア チェックシートで、加点項目の合計点数が18点以上であること。

イ チェックシートで、大項目「組織の方針・体制等」の合計点数が3点以上であること。

【優良認証】

次のア及びイを満たすこと。

ア チェックシートで、加点項目の合計点数が35点以上であること。

イ チェックシートで、大項目「組織の方針・体制等」の合計点数が4点以上であること。

Q3-2: 本制度は企業のどのような取組を評価して認証するものですか。

A3-2: 本制度は、企業が取り組んでいる生物多様性の保全に向けた取組について、以下の5つの側面から評価、認証するものです。

評価項目（大項目）は以下のとおりです。大項目1は組織の生物多様性に関する取り組み方針や体制等についての評価です。大項目2～5については、「あいち生物多様性戦略2030」で企業に求めている4つの基本方針（まもる、つなげる、つかう、ひろめる）を踏まえて評価項目が設定されています。

【評価項目の概要】

大項目	概要
1 組織の方針・体制等	方針・目標や取組計画の策定状況、人材育成等を評価する。

2 (豊かな生態系を) まもる	希少種保全、外来種駆除、脱炭素社会・循環型社会の形成に向けた環境配慮経営等を評価する。
3 (生息生育空間を) つなげる	生態系ネットワーク形成(植樹、ビオトープ整備等)、他主体との連携、専門家の意見反映等を評価する。
4 (生きものの恵みを) つかう	サプライチェーンの環境負荷低減、生物機能を生かした技術・製造等を評価する。
5 (人と自然との共生を) ひ ろめる	普及啓発、活動成果の一般開放、SDGs への取組、生態系ネットワーク協議会等への参画等を評価する。

Q3-3: 「1 方針」と、「4 計画」との違いを教えてください。企業として生物多様性方針を策定しており、それに向けた取組方法、数値目標、タイムスケジュール等の計画も定めている場合は、何れの項目も該当するのでしょうか。

A3-3: 「1 方針」は、企業としての経営戦略、環境方針、環境指針、目標、宣言等に生物多様性の保全及び持続的な利用に関する事項を掲げているかを問うものです。一方、「4 計画」については、企業で定めている方針や目標を達成するための取組方法、数値目標、タイムスケジュールなど、より具体的な取組計画が策定されている必要があります。上記 Q の場合は、何れの項目も該当することになります。

Q3-4: 企業グループ全体の方針や目標、取組計画が設定されている場合、「1 方針」や「4 計画」は加点されますか。

A3-4: 設定された方針等が申請企業にも適用されるものであれば、加点されます。

Q3-5: 「3 理解」は、外部に事業活動と生物多様性の関係性を発信している必要がありますか。また、根拠資料としては何を添付すれば良いですか。

A3-5: 外部への発信は条件ではありません。根拠資料としては、上記の関係性を説明する資料を添付してください。関係性を把握していることが認められれば加点されます。

Q3-6: 申請は愛知県内の事業所で行います。生物多様性に関する情報は本社のホームページのみで発信していますが、「7 情報入手・発信」のうち情報発信の実績に該当しますか。

A3-6: 本社のホームページに当該事業所で取り組む内容が記載されていれば構いません。また、当該事業所での取組と全社的な取組が同一である場合は、全社的な取組が記載されていれば結構です。

Q3-7: 活動は1つですが、目的は希少種保全、生物多様性の回復、普及啓発の3つがあります。「8 希少種保全」「12 保全活動」「18 普及啓発」3つの項目すべてにチェックを入れることはできますか？

A3-7: 「8 希少種保全」「9 外来種駆除」「12 保全活動」「18 普及啓発」は重複不可であり、1つの活動につき、選択できる項目は1つのみです。主目的1つを選択してください。

Q3-8: 配点が2点の項目（「8 希少種保全」「9 外来種駆除」「12 保全活動」「18 普及啓発」）は取組を何時間以上実施する必要がありますか。

A3-8: 1日あたり1時間以上実施する必要があります。優良認証申請において活動日数や継続年数をカウントする場合も、1日あたり1時間以上取組を実施している日が対象となります。

Q3-9: 自社では取組を実施しておらず、グループ会社のみが実施している取組についても加点対象となりますか。

A3-9: 申請企業が取組を実施していない場合は加点対象にはなりません。

Q3-10: 美化活動として清掃をしています。「12 保全活動」で加点対象になりますか。

A3-10: その活動が生物多様性保全に貢献することを目的にしている場合に加点対象となりますので、その目的を申請書に明記してください。

Q3-11: 受注を受けた業務を遂行した場合、それが生物多様性保全に貢献するものであれば、配点が2点の項目の何れかに該当しますか。

A3-11: 仕様書に記載された受注業務を実施するのみの場合は、2点の項目には該当しません。しかし、地域社会に貢献するために受注業務外で無償で実施した取組は、そのフィールドが受注業務に関連する場所であったとしても、2点の項目に該当します。なお、仕様書に記載された受注業務を実施するのみの場合、2点の項目には該当ませんが、開発・生産等（1点）の項目には該当する可能性があります。

Q3-12: 配点が2点の項目は、愛知県外又は海外で実施した取組についても加点対象となりますか。

A3-12: 本制度では原則愛知県内で実施した取組のみが加点対象です。愛知県内での保全活動事例を愛知県外で講演した場合など、県内の生物多様性保全に貢献することが認められた場合は、加点対象となる可能性があります。

Q3-13: 配点が2点の項目は、主催者でないと該当しないのでしょうか。

A3-13: 主催者でなくとも、主体的に取組を実施していれば該当します。例えば、取組の企画・計画に携わっており、取組の当日も運営側として参加・協力している場合は、主催者でない場合であっても該当します。

Q3-14: ホームページで取組内容を説明する記事を発信しています。「18 普及啓発」に該当しますか。

A3-14： 「18 普及啓発」には該当しません。「7 情報入手・発信」のうち、情報発信の実績に該当します。

Q3-15： 直近1年間は活動（希少種保全、外来種駆除、保全活動、普及啓発）を実施していません。それより前は実施していました。配点が2点の項目に該当しますか。

A3-15： 直近1年間で実施していない場合は該当しません。

Q3-16： 「18 普及啓発」は、オンラインで生物多様性講座を実施した場合も対象となりますか。

A3-16： オンライン講座も対象となります。また、取組人数にはオンラインでの講座参加者を含みます。

Q3-17： 今後取り組もうとしている活動（希少種保全、外来種駆除、保全活動、普及啓発）も加点対象になりますか。

A3-17： 既に取り組んでいる活動のみを回答してください。今後取り組もうとしている内容は加点対象とはなりません。

Q3-18： 愛知県民を含む全国民を対象とした生物多様性セミナーを開催しています。「18 普及啓発」で加点対象となりますか。

A3-18： 加点対象となります。

Q3-19： 新型コロナウイルス対策のため、活動を中断した時期があります。5年以上継続した活動と認められますか。

A3-19： 新型コロナウイルス対策等のやむをえない事情により活動を1年以上中断した場合は、その前後で5年以上実施されている場合、5年以上継続していると認めます。

Q3-20： 普及啓発の活動日数は、準備の期間も含めますか。

A3-20： 活動日数として、準備の期間は含めません。

Q3-21： 普及啓発活動を実施しています。優良認証区分の項目で「モニタリング調査によって、目標達成に向けた効果が確認されている。」とありますが、具体的にどのようなことをしていれば該当するのでしょうか。

A3-21： 例えば、活動実施後にアンケートを実施して、活動の目標達成度や効果を確認している場合などが該当します。

Q3-22： 参加人数には、取組に参加した社員の家族の人数も算入して良いのでしょうか。

A3-22： 差し支えありません。

Q3-23： 専門家の意見を反映しているかを問う項目については、大学の教授でないと専門家と認められないのでしょうか。

A3-23： 大学の教授でなくても、准教授、講師や、教授等と同等以上の専門的知識を有する者（民間の研究者も含む）であれば該当します。添付資料には、専門家の名前と専門分野に加えて、日時、場所、連携内容が分かる資料を提出して下さい。

Q3-24： 申請書の審査はどのような内容ですか。

A3-24： 必要事項の記載内容、申請内容を証明する資料内容等について審査をします。

Q3-25： 認証の有効期間は5年間とのことですが、更新の際はどのような書類が必要となりますか。

A3-25： 認証期間中の5年間の取組を踏まえて更新するため、初回申請時と同様の書類を提出する必要があります。

Q3-26： 「認証」と「優良認証」の違いを教えてください。

A3-26： 「優良認証」は「認証」より、取組に広がりや継続性があるなど、今後の企業の取組の模範となりうる、特に優れた取組として認証されるものです。

「認証」と「優良認証」とでは、評価項目や、獲得すべき得点数が異なります。（認証：合計18点以上かつ大項目「組織の方針・体制等」が3点以上、優良認証：合計35点以上かつ「組織の方針・体制等」が4点以上）

「認証」を受けた企業については、「優良認証」の取得を目指してステップアップしていただくことを期待しています。

申請の際は、審査項目を確認いただき、どちらに該当するか検討のうえ、該当すると思われる認証区分を選択して申請してください。

Q3-27： 将来的な自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD[※]）開示への対応が出来る人材を育成するため、社内でTNFDに関する勉強会を開催しています。「5 人材育成」に該当しますか。

A3-27： 該当します。

※TNFD：Taskforce on Nature-related Financial Disclosures

【参考URL】

環境省「自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)フォーラムへの参画について（2021年12月21日報道発表資料）」

<https://www.env.go.jp/press/110354.html>（最終アクセス日：2023年3月22日）

Q3-28： 1度の社員研修において、「①生物多様性に関する基礎的な理解」に加えて、「②会社の事業活動が生物多様性に与える影響」について理解を深めた場合、「5 人材育成」と「3◎ 理解」（優良認証）で加算対象となりますか。

A3-28： いずれも加点対象となります。

Q3-29： 「6 グリーン購入」、「16 サプライチェーン」、「17 開発・生産等」について、チェック基準の違いが分かりにくいので教えてください。

A3-29： 各項目のチェック基準の違いは以下のとおりです。

グリーン購入：会社で使用する備品や紙などの消耗品について、生物多様性に関する環境ラベルが表示された製品などを優先的に購入している場合、加点対象となります。

サプライチェーン：材料調達のサプライチェーンにおいて、どのように生物多様性に依存し、影響を与えているかを把握して、それを低減する取組や調達方法の選択を行っている場合、加点対象となります。

生産・開発等：自社の製品やサービスにおいて、生物多様性に配慮した形で生産・収穫・開発・販売を行っており、生物多様性保全に貢献していることを外部に発信している場合、加点対象となります。

4. 認証期間中の手続きについて

Q4-1： 認証された後に、会社名や本社所在地が変更点となった場合はどうすれば良いですか。

A4-1： 企業等の名称、所在地、代表者が変更となった場合は、「あいち生物多様性企業認証変更届出書」（様式5）を提出してください。

Q4-2： 認証を受けた後、取組内容を変更していくことは可能でしょうか。

A4-2： 取組内容を変更しても、認証基準を満たしていれば、認証は維持されます。連携する専門家や審査委員等からの意見を参考に、取組を発展させていくことが望ましいです。

Q4-3： 認証された後に、部署の再編や倒産等により取組をやめることになりましたが、何か必要な手続きはありますか。

A4-3： 認証を継続できませんので、「あいち生物多様性企業認証辞退届出書」（様式6）を提出してください。「あいち生物多様性認証企業認証書」又は「あいち生物多様性優良認証企業認証書」についても、合わせて返納してください。

Q4-4： 認証を維持するためには、何年毎に更新手続きをすれば良いのでしょうか。

A4-4： 認証の有効期間は、認証の日から起算して5年を経過した日の属する年度の3月31日までの期間です。従って、認証を維持するためには、5年毎に更新手続きをしてください。

Q4-5: 認証を取得した後、更新の申請をするまでの間に、県に提出すべき書類はありますか。

A4-5: 認証を取得した企業は、認証年度の翌年度以降、毎年5月末までに、前年度の取組状況を「あいち生物多様性企業認証取組状況報告書」（様式4）により報告する必要があります。報告を行わない場合は、認証を取り消す場合があります。